

・少年警察協助手員（約300人）

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事深刻化する非行情勢を踏まえ、大学生や女性、PTA関係者の委嘱により、人材の多様化を図るとともに、問題を抱える少年の立ち直り支援やインターネットを利用しての声掛け補導活動など活動の多様化を図っている。また、全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会などの機会を利用して、非行の防止と健全育成のための活動を行うために必要な知識の提供に努めている。

キ 少年補導委員（内閣府）

内閣府は、地方公共団体が委嘱している少年補導委員（平成25年2月現在約6万人）や青少年センターなどの職員の技能や知識の向上を図るため、相談・助言の効果的進め方などを内容とする研修事業を実施している。

第4節 子育て支援等の充実

1 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進（内閣府）

政府では、少子化社会対策基本法（平15法133）に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」）に基づき、少子化対策を総合的に推進している。また、平成24（2012）年8月に公布された子ども・子育て関連3法¹⁶⁶に基づく子ども・子育て支援新制度¹⁶⁷について、平成25（2013）年度に設置される子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、早ければ平成27（2015）年度を目途に本格的に実施する予定である。新しい制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・認定こども園制度の改善
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

(2) 保育サービスの充実（厚生労働省）

待機児童数は、平成24（2012）年4月1日時点、24,825人であり、2年連続で減少したものの依然として多くの子どもの受入先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。

厚生労働省は、都道府県に設置されている「安心こども基金」について平成24年度予備費を活用し保育所整備などについて積み増しするとともに、事業の実施期限を平成25（2013）年度末まで延長した。また、平成24年度補正予算において、保育や地域の子育て支援の充実などについても積み増しと事業延長を行い、保育士の人材確保に向けて保育士確保施策の拡充などを実施している。このほか、質の確保された認可外保育施設への助成、複数の家庭的保育者（保育ママ）によるグループ型小規模保育事業、小規模かつ多機能な保育事業を実施する地域型保育・子育て支援モデル事業などを引き続き推進している。（放課後対策については第2部第4章第1節3「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」を参照。）

166 「子ども・子育て支援法」（平24法65）、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平24法66）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平24法67）

167 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

(3) 地域における子育て支援（厚生労働省）

少子化や核家族化の進行，地域のつながりの希薄化など，社会環境が変化する中で，身近な地域に相談できる相手がいないなど，子育てが孤立化することにより，その負担感が増大している。とりわけ，3歳未満の子どもを持つ女性の約8割は家庭で育児をしており，社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

厚生労働省は，身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」（平成24年度：5,968か所¹⁶⁸）を整備し，子育て親子の交流の場の提供と交流の促進，子育てに関する相談・援助の実施，地域の子育て関連情報の提供，子育てと子育て支援に関する講習などを推進している。また，乳幼児や小学生を有する子育て中の労働者や主婦を会員として送迎や放課後の預かりや病児・病後児の預かりといった相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」（平成24年度：699か所¹⁶⁸）の実施か所数の拡大を図っている。

(4) 幼稚園における子育て支援（文部科学省）

文部科学省は，幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう，「親と子が共に育つ」という観点から，子育て相談，情報提供，未就園児の親子登園，保護者同士の交流の機会の提供といった子育て支援の実施を推進している。また，地域の実態や保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後に行う預かり保育を推進するため財政措置などの支援を行っている。

(5) 認定こども園制度の普及促進（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省と厚生労働省は，「認定こども園」の一層の普及を図っている（平成25年4月1日現在，全国で1,099件）。

(6) 子育て世帯の住生活の安定確保と向上促進（国土交通省）

国土交通省は，「住生活基本法」（平18法61），「住生活基本計画」（平成23年3月），「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平19法112）に基づき，子どもを育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため，子育てに適した住宅の確保の支援，小さな子どもがいる世帯や多子世帯に対する公営住宅の優先入居，シックハウス対策などを推進している。

168 交付決定ベース。